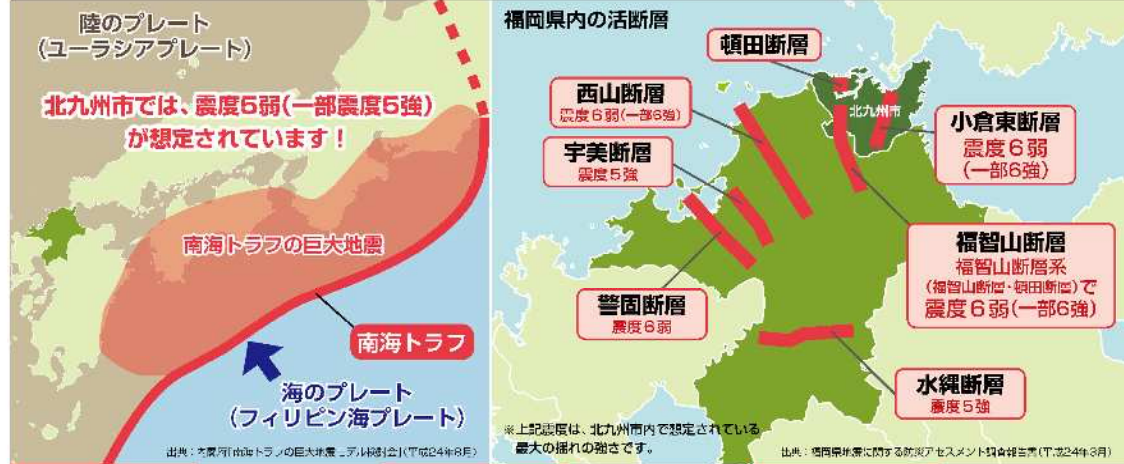


# 北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業



# 耐震補強工事

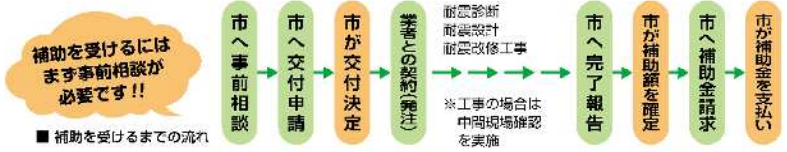
平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建物の倒壊により、多くの人命が奪われました。また、近年では、平成17年の福岡県西方沖地震、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震などの大地震が発生しており、大地震がいつどこで発生してもおかない状況にあり、北九州市でも十分な備えが必要です。

本市では、現行の耐震基準を満たさない住宅等の耐震診断や耐震改修等に対して、費用の一部を補助することにより、安全で安心に暮らせる住まいづくり、まちづくりを実現します。



## 耐震補助に関するQ&A

- Q1** 市内に住宅を所有していますが、市外に居住しています。補助を受けられますか?  
**A1** 市外に居住する方でも、市内に所有する住宅への補助を受けることができます。
- Q2** 他の補助制度との併用はできますか?  
**A2** 本補助金を使って行う同一箇所の工事に、他の補助金を併用することは出来ません。ただし、他の補助と工事箇所が重複しないことが明確になる場合は、対象とする事が出来る場合があります。
- Q3** 申請はどうすればいいですか?  
**A3** まずは、下記お問い合わせ先までご相談ください。(概要は本市のホームページでもご覧いただけます。)
- Q4** 申請書類の入手などはどこでできますか?  
**A4** 本市のホームページでダウンロードできます。また、下記お問い合わせ窓口でもお渡ししています。



### 他の補助制度の概要

**【県】既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業**  
 若年世帯・子育て世帯が既存住宅を子育て世帯の住宅リノベーションの際の工事費用や世帯間と子育て世帯が近隣・同居するためにリノベーションする際の工事費用の一部を補助します。  
 受付期間 平成31年4月1日～予算がなくなり次第終了。  
 ※ 令和2年3月15日までに完了実績報告の提出が必要です。

補助金の額: 上限30万円又は50万円(補助率1/3)  
 ※ 世帯要件あり。詳細は下記にお問い合わせください。

福岡県建築都市部住宅計画課 TEL:092-643-3734

多世代居住リノベーション

**北九州市 空き家活用推進室ホームページへ**

耐震改修 住宅の耐震診断に補助事業の概要 関する相談窓口のご案内

**(財)日本建築防災協会ホームページへ**

誰でもできるわが家の耐震診断

**申請にあたっての注意**

- 補助金の交付申請をする前に事前相談が必要です。
- ◎予算の都合上、年度途中で受付を終了する場合があります。ご了承ください。

## 税制の優遇について

**所得 税**

令和3年12月31日までに、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)により建築された住宅の耐震改修工事を行った場合

住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額(補助金の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額、最高250万円)の **10%相当額を所得税額から控除**

※控除を受けるためには、その旨(何年)が生じている旨の届出を提出する必要があります。  
 詳細については、北九州市内の各税務署にお問い合わせください。

**固定資産 税**

昭和57年1月1日以前から所在している住宅について、一定の耐震改修を行った場合、その住宅に係る固定資産税(120㎡相当部分まで)の税額が以下のとおり減額されます。(改修後3ヶ月以内に申告することが必要)

令和2年3月31日までに工事を行った場合 **1年間1/2に減額**

詳細については、各市税事務所固定資産税課にお問い合わせください。

## 北九州市建築都市局

お問い合わせは **空き家活用推進室(住宅・マンション) 093-582-2777** **建築指導課(特定建築物) 093-582-2531**

北九州市 耐震 補助  <http://www.city.kitakyushu.lg.jp>

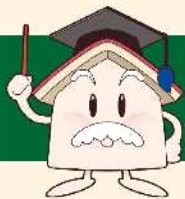
## 北九州市建築都市局

空き家活用推進室(住宅・マンション) 093-582-2777 建築指導課(特定建築物) 093-582-2531

※このパンフレットは、令和元年5月現在のものです。内容については、予告なしに変更する場合があります。 北九州市印刷・複製権委託 第 19150220 号

# 耐震改修のススメ

(木造住宅の場合)



STEP 1

## 耐震診断

まずは、建物の耐震診断を行い、現況の建物の耐震性が十分かどうかをチェックしてみましょう。

※上部構造評点とは、国土交通省が、(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の新築診断と補修方法」による一般診断法または精密診断法に基づき評価方法で、建築基準法の構造規定で定める耐震強度を示した数値です。

建物の耐震性は上部構造評点※で評価することができます。

上部構造評点	判定	
1.5以上	倒壊しない	◎
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない	○
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある	△
0.7未満	倒壊する可能性が高い	×

耐震性100

STEP 2

## 耐震設計

耐震性を決める  
**3大ポイント**

耐震診断の結果、評点が1.0未満の(倒壊する可能性がある)場合は耐震補強により建物の耐震性の向上を検討しましょう。

「耐震設計」とは、耐震性を向上するために

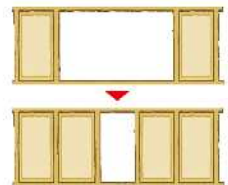
- ①どこを補強したらいいのか
- ②どれだけ補強すればいいのか

などを検討し図面を作成するものです。

耐震設計を行えば、耐震改修工事の費用が分かります。

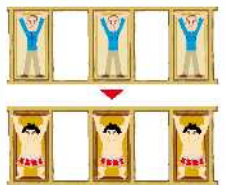
### 1 壁の量を増やす

壁の少なかった箇所に壁を増やすことで耐震性が向上します。



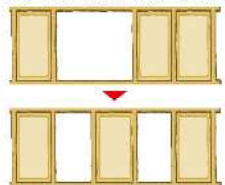
### 2 壁を強くする

個々の壁の強度を増やすことで耐震性が向上します。



### 3 壁配置のバランスを良くする

壁の配置のムラを無くしバランスを良くすると耐震性が向上します。



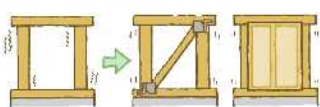
STEP 3

## 耐震改修工事

耐震設計に基づいて、工事を実施しましょう。これで、地震に強く安全な住まいが実現します。

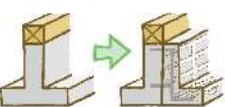
(工事例)

### 1 耐力壁を増強する

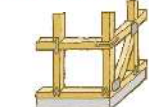


他にも屋根の軽量化などそれぞれの住まいに適した改修方法があります。専門家の診断を受けてみましょう。

### 2 基礎を補強する



### 3 金物で補強する



# 北九州市が耐震化をお手伝いします



## ■ 補助制度について

### 補助対象者

・建物所有者または所有者の同意を得て補助対象事業を行う者(分譲マンションの場合は管理組合も可)  
(※耐震シェルター等設置補助の場合は、上記に加え高齢者、障がい者のいる世帯)

### 補助対象建築物

現行の耐震基準を満たさない住宅・建築物で下記の要件に該当するもの。

木造住宅	・2階建て以下のもの
マンション (分譲および賃貸)	・延べ面積が1,000㎡以上かつ階層を除く階数が3以上の耐火建築物、準耐火建築物
特定建築物	・耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物。ただし、賃貸マンション、児童福祉法に基づき市長が設置を認可した保育所、大規模な事業者が所有する工場を除く。 例：一定規模以上の店舗、ホテル、病院、学校等 ※上記以外にも要件があります。詳細はお問合せ下さい。

## ■ 補助対象となる費用と金額の早見表

補助金の「代理受領制度」もご利用いただけます。詳しくは、市ホームページまたは窓口までお問合せください。

建築物の種類	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
空き家活用推進室 木造住宅	福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度を利用した場合 ※本市の補助を受ける場合は、当該メニューが必ず適用される。詳しくは、耐震診断センター(092-781-5189)へお問い合わせください。 調査メニュー①(計4,488円) 目標調査 別府市負担 3,000円 調査メニュー②(計下小国以上進入の金利負担) 目標調査+小国調査+耐震+工事費算出 目視+床下の進入調査+計画+見積 別府市負担 6,000円	—	上限 100万円/戸 補助率 4/5
	耐震シェルター・防災ベッド設置 (木造戸建て住宅に限る)	—	購入及び設置に要する費用の補助 上限 15万円/戸 補助率 23%
分譲マンション	上限 200万円/棟 +3万円/戸 補助率 2/3	上限 50万円/戸 補助率 2/3	補助率 1/3
賃貸マンション	上限 150万円/棟 補助率 2/3	上限 30万円/戸 補助率 2/3	補助率 1/3
特定建築物	上限 150万円/棟 補助率 2/3	上限 1,200万円/棟 補助率 2/3	補助率 23%
建築指導課 大規模特定建築物 特定建築物のうち、大規模なもの	—	(設計) (上限 1,200万円/棟)	(不特定多数の方が利用する建設の工事) 上限 1億円/棟 (その他の施設の仕事) 上限 2,400万円/棟 補助率 2/3 補助率 23%

※福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度については、住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事業092-562-8061(生涯あんしん住宅)

または、092-781-5189(福岡県建築住宅センター)へお問い合わせください。

※設計及び工事においては、合わせての補助限度額となります。(木造住宅を除く)また、大規模特定建築物については、設計による補助限度額を別途定めています。

※補助額については、上限額や補助率のほか延べ床面積による上限があります。

## ■ 計算例

一戸建て住宅で耐震改修工事をする場合の計算例。(対象となる工事は、耐震改修にかかる工事のみで、リフォーム等は含まれません。)



費用の負担が減って助かるわ!

